

市民提案型パートナーシップ事業

事業報告会開催・

新年度事業提案募集



市では、地域の課題解決に向けて、市民活動団体などが提案した事業を、市と協働で実施する市民提案型のパートナーシップ事業によるまちづくりを推進しています。

パートナーシップ事業とは？

◆対象となる事業

- ①公益的または社会貢献的な事業で、提案するNPO、市民活動団体などと市が協働で取り組むことで、課題解決が図られるもの
- ②市が単独で実施するよりも、NPO、市民活動団体などと市が協力・連携して実施するほうが、より高い効果が期待できるもの
- ③その効果が市内において生ずるもの

◆対象外の事業

- 営利を目的とするもの
- 宗教や政治活動に関わるもの
- 国、地方公共団体またはこれらの出資法人などからの助成を受けているもの など

◆応募できる団体の要件

- 次に掲げる事項を全て満たすこと。
- ①営利を目的としない、自主的に公益的な活動を行う団体（NPO、市民活動団体、ボランティアグループ、自治会など）であること
 - ②おおむね5人以上の会員で組織していること
 - ③組織の運営に関する規約、会則などが定められていること など

◆事業期間

6月ごろから翌年3月31日までの単年度事業とします。

◆市負担金

1事業あたり上限20万円とし、採択後、内容を精査した上で決定します。
※人件費、備品購入費などは対象外

市民提案型パートナーシップ事業

提案募集

事業を提案し、市と協働で実施してみませんか。

募集期間

4月1日(月)～23日(火) 8時30分～17時15分(土日を除く)

提出方法

地域づくり推進課に、持参または郵送(必着)で提出
※郵送の場合は、提出後に確認の電話をしてください。

審査

提案された事業について、審査委員会が市との協働事業にふさわしいか審査を行い、実施するパートナーシップ事業を決定します。

協定書の締結

パートナーシップ事業実施にあたって、事業開始までに市と基本事項や役割分担などを明示した協定書を締結します。



※提出書類など、詳しくは直接問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

〔平成30年度パートナーシップ事業報告会及び平成31年度説明会〕

平成30年度に事業を実施した団体が成果を報告します。平成31年度の募集についても説明します。

とき 3月20日(水) 18時30分～

ところ 伊豆長岡庁舎 3階会議室

内容

- ①実施団体の事業報告
 - ②NPO法人伊豆学研究会
 - ③伊豆の国郷土九美愛
 - ④伊豆の国市音頭保存会
 - ⑤伊豆長岡まゆ玉の会
 - ⑥NPO法人高原倶楽部
 - ⑦YAMANAKO楽舎
 - ⑧伊豆長岡温泉場通り振興会
- (順不同/7団体)

(2)平成31年度募集の説明

〒410-2292
伊豆の国市長岡340-1
055(948)1412



屋外広告物規制地域を一部変更します

都市計画課 ☎055-948-2909

市では、現在、伊豆半島の「魅力的な沿道景観」のため、静岡県と協力して屋外広告物規制強化に取り組んでいます。

今回の変更は、平成29年11月に県条例の規制地域が変更になったことに伴い、近隣市町と接する路線(道路)の一部で普通規制地域から特別規制地域への変更を行い、路線(道路)を一体として捉えた規制とすることで、伊豆半島全体の魅力的な沿道景観を形成していくものです。

変更時期/平成31年7月1日(月)～

変更対象路線/

- ①国道414号・県道静浦港葦山停車場線(北江間・長塚橋交差点付近)
- ②国道136号・県道熱海大仁線(大仁・大仁橋付近)
- ③県道伊豆長岡三津線(長瀬・三津坂トンネル手前付近)
- ④県道葦山伊豆長岡修善寺線(神島・熊坂橋付近)
- ⑤県道熱海大仁線(浮橋・田原野地区内)
- ⑥伊豆箱根鉄道駿豆線沿線(原木駅付近から伊豆長岡駅付近)

※規制図など、詳しくは市HPでご確認ください。

自分のお店の看板もまちの景観の一部。届出・許可が必要です。



伊豆海 景

キレイな景観大好き。最近ステキな看板にキョーミあり。カメラを持ってまち歩き。

年長児・小学6年生の保護者の皆さんへ

こども予防接種はお済みですか？

健康づくり課 ☎055-949-6820

保護者の皆さん、お子さんの予防接種はお済みですか。母子健康手帳の接種履歴を再度確認してください。

接種していないお子さんは、平成31年3月31日までに接種を完了してください。



《予防接種の種類》

- 麻疹風疹2期
対象/平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ(年長児)
- 二種混合
対象/平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ(小学6年)

※対象者には、平成30年4月に個別通知を送付しています。
※予診票を紛失した人は、事前に手続きが必要です。保護者(父または母)が、母子健康手帳を持参のうえ、健康づくり課(葦山福祉・保健センター)で手続きしてください。

